

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	静岡県特別障害者手当等支給事務に係る特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

静岡県は、特別障害者手当等支給事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本評価書の記載内容について、毎年度の見直しとともに、5年毎の再評価を行い、個人情報又はプライバシーの保護に関する技術の進歩、社会情勢の変化等に対応し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための取組を継続的に実施する。

評価実施機関名

静岡県知事

公表日

令和7年1月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別障害者手当等支給事務
②事務の概要	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当を支給する事務である。 特別障害者手当、障害児福祉手当の認定請求及び届出に関する事務、並びに福祉手当の届出に関する事務で個人番号を使用する。
③システムの名称	中間サーバー、統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
特別障害者手当等認定事務	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○番号法別表 67の項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第38条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○情報提供に係る根拠 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 13の項、16の項、19の項、29の項、42の項、80の項、125の項、145の項、158の項、161の項 ○情報照会に係る根拠 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 92の項、93の項、119の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	静岡県健康福祉部障害者支援局障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県健康福祉部障害者支援局障害福祉課 054-221-3354
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県健康福祉部障害者支援局障害福祉課 054-221-3354
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月3日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月3日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		特定個人情報の取扱に関する研修を受けている。 事務取扱者の適切な監督を行っている。

9. 監査

実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[<input checked="" type="radio"/>] 内部監査	[] 外部監査
-------	---	---	---------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	宛名登録時にダブルチェックを行っている。 事務取扱者の適切な監督を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	障害福祉課長 渡辺 加絵	課長 土屋 正純	事後	
平成31年3月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 土屋 正純	障害福祉課長		様式の改正に伴う変更
平成31年3月28日	IVリスク対策	—	項目追加		様式の改正に伴う変更
令和4年12月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○情報提供に係る根拠 ・番号法別表第二 26の項、56の2の項、85の項、87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第19条、30条、第44条 ○情報照会に係る根拠 ・番号法別表第二 67の項、68の項、85の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条	○情報提供に係る根拠 ・番号法別表第二 9の項、12の項、15の項、19の項、26の項、56の2の項、87の項、110の項、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第8条、第10条の2、第11条の2、第13条の2、第19条、第30条、第44条、第55条の3、第59条の3 ○情報照会に係る根拠 ・番号法別表第二 67の項、68の項、85の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条、第38条の2、第43条の3の2	事後	法改正に伴う変更
令和7年1月10日	I 関連情報 3個人情報の利用 法令上の根拠	○番号法別表第一 47の項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第38条	○番号法別表 67の項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第38条	事後	法改正及び記載の一部省略に伴う変更
令和7年1月10日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○情報提供に係る根拠 ・番号法別表第二 9の項、12の項、15の項、19の項、26の項、56の2の項、87の項、110の項、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第8条、第10条の2、第11条の2、第13条の2、第19条、第30条、第44条、第55条の3、第59条の3 ○情報照会に係る根拠 ・番号法別表第二 67の項、68の項、85の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条、第38条の2、第43条の3の2	○情報提供に係る根拠 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 13の項、16の項、19の項、29の項、42の項、80の項、125の項、145の項、158の項、161の項 ○情報照会に係る根拠 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 92の項、93の項、119の項	事後	法改正及び記載の一部省略に伴う変更